

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和2年11月13日（金） 号外第86号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	薬剤師法施行細則の一部を改正する規則（50）（医療・保険課）・・・・・・・・・・ 3
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則
	（51）（循環型社会推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	鳥取県肥料取締法施行細則及び鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則
	（52）（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

公布された規則のあらまし

◇薬剤師法施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

薬剤師法の施行に関する業務の実態に鑑み、必要性のなくなった様式を廃止する等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 薬局に備える調剤録の様式を削る等所要の規定の整備を行う。
- (2) 薬剤師の住所の変更届出の手續を廃止する。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例に関する届出書及び受理書の様式に記載すべき事項として、非常災害により一般廃棄物が生じた時期及び地域を加える。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県肥料取締法施行細則及び鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

肥料取締法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県肥料取締法施行細則の一部改正
鳥取県肥料取締法施行細則の題名を改める等の所要の改正を行う。
- (2) 鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部改正
本人確認情報を利用することができる事務について定めた規定中引用する肥料取締法の題名を改める。
- (3) 施行期日は、令和2年12月1日とする。

規 則

薬剤師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第50号

薬剤師法施行細則の一部を改正する規則

第1条 薬剤師法施行細則（昭和37年鳥取県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(書類の経由)</p> <p>第2条 法、<u>令及び省令</u>に定めるところにより、知事に提出する申請書、届書その他の書類（知事を経由するものを含む。）は、住所地を所管する総合事務所長（住所地を所管する総合事務所長がない場合にあつては、知事が別に定める機関の長）を経由して提出しなければならない。</p>	<p>(書類の経由)</p> <p>第2条 法、<u>令、省令及びこの規則</u>に定めるところにより、知事に提出する申請書、届書その他の書類（知事を経由するものを含む。）は、住所地を所管する総合事務所長（住所地を所管する総合事務所長がない場合にあつては、知事が別に定める機関の長）を経由して提出しなければならない。</p> <p><u>(調剤録)</u></p> <p>第3条 <u>法第28条の規定による調剤録は、第1号様式のとおりとする。</u></p> <p><u>(住所の変更届出)</u></p> <p>第4条 <u>薬剤師は、住所を変更したときは、その旨を第2号様式により、遅滞なく知事に届け出なければならない。</u></p>

第2条 薬剤師法施行細則の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第51号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和58年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																											
<p>様式第10号の2（第15条の2関係）</p> <p>産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する届出書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第8条第1項の許可を受けないで、産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として設置したい（<u>非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた廃棄物を処理した</u>）ので、法第15条の2の5の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">届出者 氏 名 ㊦</p> <p style="text-align: right;">（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">m³/日・年 t / 日・年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域（非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた廃棄物を処理する場合）</td> <td style="text-align: center;">時 期</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地 域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の<u>受入開始（予定）日</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	略			産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み	略		合 計	m ³ /日・年 t / 日・年	非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域（非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた廃棄物を処理する場合）	時 期		地 域		産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の <u>受入開始（予定）日</u>			<p>様式第10号の2（第15条の2関係）</p> <p>産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する届出書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第8条第1項の許可を受けないで、産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として設置したいので、法第15条の2の5の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">届出者 氏 名 ㊦</p> <p style="text-align: right;">（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">m³/日・年 t / 日・年</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の<u>受入開始予定日</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	略			産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み	略		合 計	m ³ /日・年 t / 日・年	産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の <u>受入開始予定日</u>		
略																												
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み	略																											
	合 計	m ³ /日・年 t / 日・年																										
非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域（非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた廃棄物を処理する場合）	時 期																											
	地 域																											
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の <u>受入開始（予定）日</u>																												
略																												
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み	略																											
	合 計	m ³ /日・年 t / 日・年																										
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の <u>受入開始予定日</u>																												
<p>注1 略</p> <p><u>2 法第15条の2の5第1項の規定に基づく届出は、届出に係る一般廃棄物の処理を開始する日の30日前までに行うこと。</u></p> <p><u>3 法第15条の2の5第2項の規定に基づく届</u></p>	<p>注1 略</p>																											

出は、災害廃棄物の処理を開始した後、遅滞なく行うこと。

4 略

5 略

様式第10号の2の2（第15条の2関係）

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する受理書

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付けであなたから提出のあつた廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第15条の2の5の規定による届出については、次のとおり受理したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第4項の規定により、この書を交付する。

年 月 日

職氏名 印

略	
法第15条の2第4項の規定により法第15条第1項の産業廃棄物処理施設に係る許可に付された条件	
非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域 （非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた廃棄物を処理する場合）	時 期
	地 域

2 略

3 略

様式第10号の2の2（第15条の2関係）

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する受理書

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付けであなたから提出のあつた廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第15条の2の5の規定による届出については、次のとおり受理したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第4項の規定により、この書を交付する。

年 月 日

職氏名 印

略	
法第15条の2第4項の規定により法第15条第1項の産業廃棄物処理施設に係る許可に付された条件	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県肥料取締法施行細則及び鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第52号

鳥取県肥料取締法施行細則及び鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

(鳥取県肥料取締法施行細則の一部改正)

第1条 鳥取県肥料取締法施行細則(平成12年鳥取県規則第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>(昭和25年法律第127号。以下「法」という。)の施行に関し、<u>肥料の品質の確保等に関する法律施行令</u>(昭和25年政令第198号)及び<u>肥料の品質の確保等に関する法律施行規則</u>(昭和25年農林省令第64号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><u>鳥取県肥料取締法施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>肥料取締法</u>(昭和25年法律第127号。以下「法」という。)の施行に関し、<u>肥料取締法施行令</u>(昭和25年政令第198号)及び<u>肥料取締法施行規則</u>(昭和25年農林省令第64号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>

(鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部改正)

第2条 鳥取県住民基本台帳法施行細則(平成14年鳥取県規則第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(条例第2条の規則で定める事務)</p> <p>第1条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第2条第3号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>(昭和25年法律第127号)第4条第1項の登録の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査</p> <p>(2) <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>第13条第1項の書替交付の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査</p> <p>(3) <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>第16条の2の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>(4) <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>第22条の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>4～18 略</p>	<p>(条例第2条の規則で定める事務)</p> <p>第1条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第2条第3号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>肥料取締法</u>(昭和25年法律第127号)第4条第1項の登録の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査</p> <p>(2) <u>肥料取締法</u>第13条第1項の書替交付の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査</p> <p>(3) <u>肥料取締法</u>第16条の2の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>(4) <u>肥料取締法</u>第22条の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>4～18 略</p>

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。